

北九州市公報

発行所

北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 公 告

ページ

- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【子ども家庭局子ども総合センター】 2
- 道路の指定（2件）【建築都市局指導部建築審査課】 5
- 道路の廃止（2件）【建築都市局指導部建築審査課】 7
- 仮に権利の目的となるべき宅地の指定取消の通知【建築都市局折尾総合整備事務所整備課】 9
- 公告の内容の掲示【建築都市局折尾総合整備事務所整備課】 11

北九州市公告第68号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年2月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 子どもの安全確認等訪問対応業務
- (2) 業務内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 納入場所 北九州市戸畑区汐井町1番6号
北九州市子ども総合センター

(5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止処分を受けている期間でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
- ア 場所 北九州市戸畑区汐井町1番6号
北九州市子ども家庭局子ども総合センター
- イ 日時 この公告の日から令和5年2月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 入札説明書等の交付方法 前号ア及びイの場所及び日時において無償で交付する。
- (3) 入札説明会
- ア 日時 令和5年2月27日午後4時
- イ 場所 北九州市戸畑区汐井町1番6号
ウエルとばた5階 会議室
- (4) 入札に参加するための要件等
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
- イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。
- ウ この一般競争入札に参加を希望する者は、前号の入札説明会に参加しなければならない。
- (5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間
- ア 場所 第1号アの場所と同じ
- イ 期間
- (ア) 持参の場合
この公告の日から令和5年2月20日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (イ) 郵送の場合
書留郵便で令和5年2月20日午後5時までに必着のこと。
- (6) 競争入札参加資格確認結果の通知 令和5年2月22日までに通知する。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 令和5年3月7日午後2時
- (2) 場所 北九州市戸畑区汐井町1番6号
ウエルとばた5階 会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市子ども家庭局子ども総合センター

〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1番6号

電話 093-881-4556

北九州市公告第69号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年2月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類

建築基準法第42条第1項第4号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和5年2月2日 第945205号

3 道路の位置、延長及び幅員

路線名	位置	延長 (m)	幅員 (m)
北鷹見町 12号線	八幡西区北鷹見町502番1から 八幡西区北鷹見町465番まで	37.00	8.00
北鷹見町 14号線	八幡西区北鷹見町465番から八 幡西区北鷹見町486番5まで	64.00	8.00
南鷹見町 北鷹見町 1号線	八幡西区北鷹見町486番4から 八幡西区北鷹見町486番3まで	42.00	8.00
北鷹見町 堀川町1 号線	八幡西区北鷹見町502番2地先 から八幡西区東筑一丁目671番 1まで	177.00	15.00 ～ 21.00

北九州市公告第70号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年2月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類

建築基準法第42条第1項第4号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和5年2月2日 第945206号

3 道路の位置、延長及び幅員

路線名	位置	延長 (m)	幅員 (m)
堀川町1 5号線	八幡西区堀川町780番1から八幡西区堀川町802番1まで	96.00	8.00
堀川町1 8号線	八幡西区堀川町780番1から八幡西区堀川町802番1まで	174.00	6.00
堀川町2 0号線	八幡西区堀川町835番17	19.00	4.00

北九州市公告第71号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和46年北九州市規則第71号）第16条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年2月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 廃止年月日及び廃止番号

令和5年2月2日 第7号

2 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市八幡西区北鷹見町501番 1地先から497番1地先まで	4.00	67.00
北九州市八幡西区北鷹見町465番 地先から502番2地先まで	4.00	43.00

北九州市公告第72号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和46年北九州市規則第71号）第16条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年2月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 廃止年月日及び廃止番号

令和5年2月2日 第8号

2 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市八幡西区堀川町800番から782番地先まで	4.00	82.00
北九州市八幡西区堀川町808番2から778番地先まで	4.00	120.00

北九州市公告第73号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定により指定した北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業における仮に権利の目的となるべき宅地の取消通知は、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだので、同法第133条第1項の規定により当該通知の書類の送付に代えて、その内容を別表のとおり公告する。

令和5年2月2日

北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業

施行者 北九州市

代表者 北九州市長 北 橋 健 治

別表

- | | |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 通知を受けるべき者の住所及び氏名
住所 長崎県壱岐市勝本町湯本浦12番地
氏名 本田初一郎 相続人 石見敏昭 |
| 2 | 通知の内容
平成27年12月11日付け北九折整区第126号において指定した仮に権利の目的となるべき宅地（指定番号060008）は、借地権解消により、その指定を取り消します。
なお、この取消の効力発生の日は、令和3年9月3日とします。 |

教示

- | | |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | この処分について不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3箇月以内に福岡県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条に規定されています）。 |
| 2 | この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6箇月以内に北九州市（訴訟において北九州市を代表する者は、北九州市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。 |
| 3 | ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して |

1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

北九州市公告第 7 4 号

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 1 3 3 条第 1 項の規定による下記の者に対する書類の送付に代わる公告の内容を、同条第 2 項の規定により準用する同法第 7 7 条第 5 項の規定により、北九州市八幡西区堀川町 5 番 2 3 号にある掲示板に掲示する。

令和 5 年 2 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

記

本田 初一郎 相続人 石見 敏昭